

# 定 款

株式会社 ジーフット

2022年5月19日改定版

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ジーフットと称し、英文では、GFOOT CO., LTD.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 靴の輸入、小売、卸売、企画、製造並びに修理
2. 商標権、特許権、実用新案権、意匠権の取得、管理並びにライセンス
3. 不動産の賃貸及び管理
4. 衣料品、服飾雑貨、洋品雑貨、アクセサリー、貴金属、時計等の販売
5. 鞄、バッグの輸入、販売並びに製造修理
6. 皮革製品の加工及び販売
7. 書籍、玩具、日用雑貨品、スポーツ用品、家庭用電気製品の販売
8. 食料品、健康食品、化粧品の販売
9. 飲食店の経営
10. 古物売買業
11. 情報提供サービス業
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、144,000,050株とする。

2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式 144,000,000株

A種種類株式 50株

(単元株式数)

第7条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規定)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

### 第2章の2 A種種類株式

(A種配当金)

第9条の2 当会社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本章において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本章において「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下本章において「A種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本章において「普通株主等」と総称する。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以

下本章において「A種配当金」という。)を行う。なお、A種配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 当会社は、A種種類株主等に対しては、A種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (残余財産の分配)

第9条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、1億円(ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下本章において「払込金額相当額」という。)を支払う。

2. A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (議決権)

第9条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### (金銭を対価とする取得請求権)

第9条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本章において同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章において「償還請求日」という。)として、償還請求日の10営業日前までに当会社に対して書面による通知(以下本章において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下本章において「償還金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得すること(以下本章において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付

するものとする。

ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。

2. A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下本章において「基本償還金額」という。）とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込額相当額} \times (1 + [0.02])^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 $m$ 年と $n$ 日」とする。

ただし、償還請求日までの間に支払われたA種配当金（以下本章において「償還請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1 + [0.02])^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 $x$ 年と $y$ 日」とする。

3. 債還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

4. 債還請求事前通知の効力は、債還請求事前通知に要する書類が本条第3項に記載する債還請求受付場所に到達したときに発生する。債還請求の効力は、当該債還請求事前通知に係る債還請求日において発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第9条の6 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本章において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行つた上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本章において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種

類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

2. A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下本章において「基本取得金額」という。）とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1 + [0.02])^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 $m$ 年と $n$ 日」とする。

ただし、金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金（以下本章において「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1 + [0.02])^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 $x$ 年と $y$ 日」とする。

#### （譲渡制限）

第9条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

#### （株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

第9条の8 当会社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

2. 当会社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
3. 当会社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償

割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年2月末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

#### (招集権者および議長)

第12条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (種類株主総会)

第15条の2 当会社の種類株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
3. 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
5. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、12名以内とする。

#### (取締役の選任の方法)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を

開くことができる。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たした時は、取締役会の決議があつたものとみなす。

(顧問および相談役)

第23条 取締役会は、その決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第27条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剩余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款13条(電子提供制度)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。